

令和5年度(2023年度)
山口県高等学校新人大会 ヨット競技
帆走指示書

帆走指示書の規則での【DP】の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格(DSQ)より軽減することができることを意味する。

1. 規則

- 1.1 「2021-2024 セーリング規則」(以下「規則」という。)に定義された規則が適用される。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 競技規則 42 の違反に対しては、付則 P を適用する。
- 1.3 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項は適用しない。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、「指示」という。)の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号の 60 分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の 18 時までに掲示し、参加校各代表者に大会本部より連絡する。

3. 選手とのコミュニケーション

- 3.1 レース委員会の公式掲示板はスポーツ交流村クラブハウス研修室南側に設置する。プロテスト委員会の公式掲示板はWEB上に設置する。
- 3.2 競技者への通告は、LINEオープンチャットを用いて通告することがある。右の QR コードをスキャンすることで招待が受けられる。



4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス南側の信号柱に掲揚される。
- 4.2 【DP】音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。」ことを意味する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのスタートは時間の定めなく延期されている。

5. レースの日程

5.1 レースの日程は次の通りとする。

| 月 日 | 時 刻 | |
|---------|----------------|--|
| 2月3日(土) | 9:00~ 9:30~ | 受付 ブリーフィング |
| | 予告信号予定時刻 | |
| | 10:25 | 420クラス第1レースおよび レーザーラジアルクラス第1レース (引き続き最大5レースまで行う) |
| 2月4日(日) | 9:00~ | ブリーフィング |
| | 予告信号予定時刻 | |
| | 10:25 | 420クラスその日の最初のレースおよび レーザーラジアルクラスその日の最初のレース (引き続き最大8レースまで行う) |
| | 16:00 | 閉会式 |

5.2 昼食のための休憩時間は、陸上にて確保される。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する5分以前に、音響1声とともにレース委員会信号艇にオレンジ旗を掲揚する。

5.4 本大会の最大のレース数は8レースとする。

5.5 2月3日(日)の14時30分より後には予告信号を発しない。

5.6 天候等その他事情により、競技日程の変更を行うことがある。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

| 種 目 | クラス旗 |
|-----------|-----------------------|
| 420 級 | 青色で国際420クラスの記章を記した白色旗 |
| レーザーラジアル級 | 赤色でレーザークラスの記章を記した緑色旗 |

7. コース

7.1 添付図に、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

7.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8. マーク

- 8.1 マーク 1,マーク 2S/2P はオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 8.2 スタート・マーク、およびフィニッシュマークはマーク 2S/2P で兼ねるものとする。
- 8.3 指示 10 に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、赤色の球形ブイを使用する。

9. スタート

- 9.1 レースは、規則 26 を用いてスタートさせる。ただし、規則 30.1、30.2 は用いない。
- 9.2 スタート・ラインは、マーク 2S とマーク 2P の間とする。
- 9.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。
- 9.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第 1 代表旗を掲げる場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会が行う第 1 代表旗の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また、音響信号の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号及び規則 29.2 を変更している。

10. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク（またはフィニッシュ・ライン）を新しい位置に移動する。なお、レグの長さの変更を示す「+」「-」の掲示は行わない。これは、規則 33(b)を変更している。

11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるマーク 2S とポートの端にあるマーク 2P との間とする。

12. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 12.1 各クラスの先頭艇のタイム・リミット、レース・タイムリミット、フィニッシュ・ウインドウおよびターゲット・タイムを下表に示す。

| 種目 | マーク 1 の タイム・リミット | レース タイム・リミット | フィニッシュ ウインドウ | ターゲット・ タイム |
|-----------|---------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 420 級 | 20 分 | 60 分 | 15 分 | 30 分 |
| レーザーラジアル級 | 25 分 | 70 分 | 15 分 | 35 分 |

- 12.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 12.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を得られなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、付則 A4、A5 を変更している。
- 12.4 ターゲット・タイム通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 12.5 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるため、レース委員会の信号以外のレース委員会艇にも、N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚する場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、レース信号及び規則 32.1 を変更している。

13. 審問要求

- 13.1 抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な時間内に WEB フォームにて提出されなければならない。ただし、WEB フォームにて提出することが困難な場合には、プロテスト委員会事務局に持参して提出することができる。審問要求の様式は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求及び審問再開は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、適切な抗議時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
- 13.2 抗議締切時刻は掲示される。その日の当該クラスの抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した時刻のどちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 13.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 13.4 付則 P に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 13.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 10 分以内に掲示する。
- 13.6 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、2 月 4 日に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。これは規則 66 を変更している。

13.7 2月4日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

13.8 指示17の違反は艇による抗議の根拠にはならない。これは規則60.1(a)を変更している。

14. 得点

14.1 本大会は、各クラス8レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。

14.2 5レースを完了した場合、艇のシリーズ得点は最も悪いレース得点を除外した得点の合計とする。

14.3 各レースの得点は、それぞれのクラスの参加艇数と順位を用いて決定される。

14.4 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。

14.5 指示15の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしにPTPと記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇はフィニッシュしなかった艇より悪い得点を与えられることはない。これは規則63.1及び付則A4およびA5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示15.1の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示15.2および15.4の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

14.6 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない。

15. 申告

15.1 出艇申告および帰着申告は署名方式で行うこととする。艇長は第3研修室北側の「レース申告受付所」で所定の用紙に署名する。

15.2 申告は原則として艇長が行うが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。

15.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の9:00から当該クラスのD旗掲揚10分後までに出艇申告をしなければならない。引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。出艇申告した艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。

15.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、帰着申告を行わなければならない。当該クラスのレースが終了した後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

- 15.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に再度出艇申告を行わなければならない。
- 15.6 リタイアしようとする艇及び引き続きおこなわれるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない当該艇の艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、指示 15.1、15.2 の帰着申告をおこなったうえリタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。

16. 乗員の交代

乗員の交代は、出艇申告の受付時間内に「レース申告受付所」にてレース委員会にその旨を申告しなければならない。海上において交代した場合は、指示 15.4 の帰着申告をおこなった上、「レース申告受付所」にて同様の申告をしなければならない。

17. 安全規定【DP】

- 17.1 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるために十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の脱着に関わる短時間の場合には、この限りではない。この項は、規則第 4 章前文を変更している。
- 17.2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。【DP】
- 17.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に救助をおこなうことができる。これは救済の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 17.4 艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

18 装備の交換【DP】

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。交換要請は、最初の妥当な機会にレース委員会におこなわなければならない。

19 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

20 ごみの処分

ごみは、大会運営艇に渡してもよい。

21 賞

男女別の学校、420 級、レーザーラジアル級の 1 位～3 位に賞状を授与する。

22 リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による障害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

23 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した競技に関わる艇のオーナーまたは艇長に対して、その規則違反等によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。なお、その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。



<プロテスト委員会
WEB 公式掲示板>



<審問リクエスト>
<審問予定>

【添付図】コース図

S (2S/2P) -1-2S/2P-1-F (2S/2P)

